

## 目 次

規 則	ページ
16 新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則	2
17 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
18 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	5
19 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
告 示	
13 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	9
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について	9
辞 令	
事務所長の任免について	10
正 誤	
令和 2 年 4 月 1 日付け新潟県市町村総合事務組合公報号外目次及び告示第 13 号中	10

## 規 則

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和 2 年 11 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 16 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 17 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 18 号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 19 号)

新潟県市町村総合事務組合規則第16号

新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合財務規則（平成16年規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約書の作成)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載する必要がない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>契約不適合責任</u></p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>(請求書の徴取)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支命令職員は、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(資金前渡の限度額)</p> <p>第75条 資金前渡することができる額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1) 職員に支給する報酬、給料及び職員手当等に係る経費 当該経費の確定した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>会計年度任用職員</u>に支給する報酬 支給予定額</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(賠償責任を負うべき職員)</p> <p>第144条 <u>法第243条の2の2第1項後段</u>に規定する賠償責任を負うべき補助職員は、次の各号に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職にある者及び第5号の監督又は検査を命じられた者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(契約書の作成)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載する必要がない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>かし担保責任</u></p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>(請求書の徴取)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支命令職員は、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出命令を発することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）<u>及び臨時的任用職員に対する賃金</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(資金前渡の限度額)</p> <p>第75条 資金前渡することができる額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1) 職員に支給する報酬、給料及び職員手当等に係る経費<u>並びに臨時的任用職員に支給する賃金</u> 当該経費の確定した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>一般職の非常勤職員</u>に支給する賃金 支給予定額</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(賠償責任を負うべき職員)</p> <p>第144条 <u>法第243条の2第1項後段</u>に規定する賠償責任を負うべき補助職員は、次の各号に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職にある者及び第5号の監督又は検査を命じられた者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

(違反行為等による損害の報告)

第148条 事務局長は、法第243条の2の2第1項に規定する職員が、法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことによつて組合に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を管理者に報告しなければならない。

(認定)

第149条 (略)

2 管理者は、職員が故意又は重大な過失により組合に損害を与えたと認めるときは、法第243条の2の2第3項から第8項までの規定により必要な手続を行い、この旨を事務局長に通知しなければならない。

別表第2 (第4条関係)

専決区分 費目	事務局長	事務局次 長	課長又は 所長代理
(略)			
5 (略)	(略)		
<u>7~14</u> (略)	(略)		
<u>16~18</u> (略)	(略)		
<u>21~27</u> (略)	(略)		

備考 (略)

別表第3 (第55条関係)

区 分	支出負担行為とし て整理する時期	支出負担行為 の範囲
(略)		
5 (略)	(略)	
<u>7~14</u> (略)	(略)	
<u>16~18</u> (略)	(略)	
<u>21~27</u> (略)	(略)	

備考 (略)

(違反行為等による損害の報告)

第148条 事務局長は、法第243条の2第1項に規定する職員が、法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことによつて組合に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を管理者に報告しなければならない。

(認定)

第149条 (略)

2 管理者は、職員が故意又は重大な過失により組合に損害を与えたと認めるときは、法第243条の2第3項から第8項までの規定により必要な手続を行い、この旨を事務局長に通知しなければならない。

別表第2 (第4条関係)

専決区分 費目	事務局長	事務局次 長	課長又は 所長代理
(略)			
5 (略)	(略)		
7 賃 金			全 額
<u>8~15</u> (略)	(略)		
<u>17~19</u> (略)	(略)		
<u>22~28</u> (略)	(略)		

備考 (略)

別表第3 (第55条関係)

区 分	支出負担行為とし て整理する時期	支出負担行為 の範囲
(略)		
5 (略)	(略)	
7 賃 金	<u>支出決定のとき。</u>	支出しようとする額
<u>8~15</u> (略)	(略)	
<u>17~19</u> (略)	(略)	
<u>22~28</u> (略)	(略)	

備考 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 新潟県市町村総合事務組合規則第 17 号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 16 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 20 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第 26 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の長の定める職員 <u>100 分の 81 以下</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 20 条の 2 再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100 分の 41.5 以下</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 20 条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第 26 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の長の定める職員 <u>100 分の 89.5 未満</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 20 条の 2 再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100 分の 43.5 未満</u></p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 18 号

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則（平成 16 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第 12 条の 2  条例第 14 条第 7 項の規則で定める事由は、通勤手当（1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2)  (略)</p> <p>(3)  月の中途において地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条第 2 項の規定により休職にされ、法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、又は法第 29 条の規定により停職にされた場合 <u>(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第 12 条の 4 第 2 項において「休職等となった場合」という。)</u></p> <p>(4)  (略)</p> <p>2～4  (略)</p> <p>第 12 条の 4  (略)</p> <p>2  月の中途において <u>休職等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)</u> には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月) から開始する。</p> <p>3  (略)</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第 12 条の 2  条例第 14 条第 7 項の規則で定める事由は、通勤手当（1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2)  (略)</p> <p>(3)  月の中途において地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条第 2 項の規定により休職にされ、法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、又は法第 29 条の規定により停職にされた場合 <u>であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4)  (略)</p> <p>2～4  (略)</p> <p>第 12 条の 4  (略)</p> <p>2  月の中途において <u>法第 28 条第 2 項の規定により休職にされ法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、又は法第 29 条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)</u> は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月) から開始する。</p> <p>3  (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(支給単位期間に係る経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則第12条の2第1項第3号に規定する法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、又は法第29条の規定により停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

---

### 新潟県市町村総合事務組合規則第19号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成16年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式非第5号を次のように改める。

別記様式非第5号

休業補償請求書  
休業援護金申請書

		請求回数	第	回				
.....新潟県市町村総合事務組合管理者様..... 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請） します。		請求（申請）年月日 年 月 日 請求（申請）者の住所 ふりがな 氏 名						
1 被 関 災 す 職 員 事 に 項	所属団体名	所属部局名						
	ふりがな 氏 名	職 名						
	年 月 日生（ 歳）	負 傷 又は 発病の年月日 年 月 日						
2 請 求 等 日	年 月 日から のうち 日 年 月 日まで （全部休業した日に支払われた給与の総額 円） （一部休業した日に支払われた給与の総額 円）	全部休業した日数 日 一部休業した日数 日						
* 3 所 長 の 部 局 明 の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>所在地</td> <td rowspan="3">}</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> </tr> <tr> <td>長の職・氏名</td> </tr> </table>				所在地	}	名 称	長の職・氏名
所在地	}							
名 称								
長の職・氏名								
4 休 業 補 償	全部休業した日についての計算	（補償基礎額） 円 × $\frac{60}{100}$ = 円 = 円	（請求日数） 円 × 日	円 (A)				
	一部休業した日についての計算	（補償基礎額） 円 - 円 = 円 (ア)	（管理者が最高限度額として定める額） 円 (イ)					
		(ア)又は(イ)のうちいずれか低い額 円 × $\frac{60}{100}$ = 円 =	（請求日数） 円 × 日	円 (B)				
	休業補償請求金額	(A)+(B)			円			
5 休 業 援 護 金	全部休業した日についての計算① (休業補償を受ける場合)	（補償基礎額） 円 × $\frac{20}{100}$ =	（請求日数） 円 × 日	円 (C)				
	全部休業した日についての計算② (休業補償を受けない場合)	（補償基礎額） 円 × $\frac{80}{100}$ = 円 = 円	（請求日数） 円 × 日	円 (D)				
	一部休業した日についての計算	（補償基礎額） 円 - 円 = 円 (ア)	（管理者が最高限度額として定める額） 円 (イ)					
		(ア)又は(イ)のうちいずれか低い額 円 × $\frac{20}{100}$ = 円 =	（請求日数） 円 × 日	円 (E)				
	休業援護金申請金額	(C)+(D)+(E)			円			
6 厚生年金保険法等の適用関係 <input type="checkbox"/> _____ の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者でなかった。								
* 7 医 師 の 証 明	傷病名							
	請求日数のうち療養のため勤務することができな かったと認められる日数 年 月 日から のうち 日 年 月 日まで		現在の状態 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中					
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>所在地</td> <td rowspan="3">}</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> </tr> <tr> <td>医師の氏名</td> </tr> </table>				所在地	}	名 称	医師の氏名
所在地	}							
名 称								
医師の氏名								

8 送金希望 の場合	振込	振込先金融 機 関 名	銀行	支店	*受 理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金		* 決 定 額	休 業 補 償	条例第10条の制限 □有 □無
		口座番号				円
		フリガナ 預金名義者				休 業 援 護 金
					合 計	円
	送金小切手	受取先金融 機 関 名	銀行	支店	*通 知	年 月 日
その他				*支 払	年 月 日	

[注意事項]

- 1 請求者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「2 請求日数等」の欄には、市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）第8条ただし書及び市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の2に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入すること。
- 3 休業補償及び休業援護金の額の計算に当たっては、療養のため勤務することができない日ごとに端数処理（1円未満の端数切捨て）すること。
- 4 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「一部休業した日についての計算」の項の「（補償基礎額）」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、補償基礎額が条例第5条の3第1項の規定により管理者が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。
- 5 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「管理者が最高限度額として定める額(イ)」の項には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、条例第5条の3第1項の規定により管理者が定める最高限度額を記入すること。
- 6 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ \_\_\_\_\_の被保険者であった。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。  
なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 7 「\*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第13号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和2年10月16日から実施した。

令和2年11月2日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表糸魚川市事務所の項中

「  
| | | 上越信用金庫 能生支店 上越信用金庫 糸魚川支店 |  
」

を

「  
| | | 上越信用金庫 能生支店 |  
」

に改める。

公 告

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

令和2年11月2日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

組合議会議員

退任 國定勇人（三条市長） 令和2年10月15日

辞

令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 2 年 11 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

令和 2 年 9 月 7 日付け 見附市事務所長を免ずる 清 水 幸 雄

正

誤

令和 2 年 4 月 1 日付け新潟県市町村総合事務組合公報号外目次及び告示第 13 号（新潟県市町村総合事務組合監査基準の策定について）中「告示第 13 号」は「監査委員告示第 1 号」の誤り。